

国立大学法人琉球大学非常勤講師の給与について

〔平成16年8月30日
制 定〕

国立大学法人琉球大学非常勤職員給与規程第2条第3項の規定に基づき、講師である非常勤職員（以下「非常勤講師」という。）の給与について、下記のとおり定める。

なお、非常勤講師については、下記に定める給与のみを支給し、他の給与は支給しない。

記

- 1 講師および講師（コーディネーター）の給与については、別表1の非常勤講師給与基準表に定める額の範囲内で決定するものとし、その算定（大学（教員免許状更新講習）及び附属学校の講師の給与の算定を除く。）については、別表2の非常勤講師給与算定表によるものとする。
- 2 講師（カウンセラー）の給与については、1時間当たり5,500円の範囲内で決定するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号。以下「法科大学院派遣法」という。）の規定に基づき派遣される裁判官又は検察官である非常勤講師の給与については、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 裁判官である非常勤講師 法科大学院派遣法第6条第1項の規定に基づき給与は支給しない。
 - (2) 検察官である非常勤講師 別表3の非常勤講師給与表（検察官）に定める額の範囲内で決定するものとする。

附 則（平成28年5月16日）

この取扱いは、平成28年5月16日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

別表1 (非常勤講師給与基準表)

区 分		基準単価 (講義1時間につき)		
大 学 (教員免許状更新 講習を除く)	講 師 講師 (コーディネーター)	教 (一)	県 外	県 内
		2 - 7 以下	4,580円	4,190円
		3 - 1 ~ 3 - 5	5,110円	4,740円
		3 - 6 ~ 3 - 10	5,600円	5,230円
		3 - 11 ~ 3 - 15	6,100円	5,730円
		3 - 16以上	6,600円	6,230円
大 学 (教員免許状更新 講習)	講 師	常勤職員の例に準じ、担当領域の区分に応じた額		
附属学校	講 師	2,380円 ただし、外国語指導助手 (ALT) にあつては、3,500円)		

別表 2 (非常勤講師給与算定表)

経過年数		相当級号数	県外給与額 (1時間当たり)	県内給与額 (1時間当たり)
大学卒	短大卒			
0 5. 11 ~	0 8. 11 ~	2-7以下	4,580円	4,190円
6. 0 ~ 7. 2	9. 0 ~ 10. 5	3-1	5,110円	4,740円
7. 3 ~ 8. 5	10. 6 ~ 11. 11	3-2		
8. 6 ~ 9. 8	12. 0 ~ 13. 5	3-3		
9. 9 ~ 11. 2	13. 6 ~ 14. 11	3-4		
11. 3 ~ 12. 8	15. 0 ~ 16. 5	3-5		
12. 9 ~ 14. 2	16. 6 ~ 17. 11	3-6		
14. 3 ~ 15. 8	18. 0 ~ 19. 5	3-7	5,600円	5,230円
15. 9 ~ 17. 2	19. 6 ~ 20. 11	3-8		
17. 3 ~ 18. 8	21. 0 ~ 22. 5	3-9		
18. 9 ~ 20. 2	22. 6 ~ 23. 11	3-10		
20. 3 ~ 21. 8	24. 0 ~ 25. 5	3-11		
21. 9 ~ 23. 2	25. 6 ~ 26. 11	3-12	6,100円	5,730円
23. 3 ~ 24. 8	27. 0 ~ 28. 5	3-13		
24. 9 ~ 26. 2	28. 6 ~ 29. 11	3-14		
26. 3 ~ 27. 8	30. 0 ~ 31. 5	3-15		
27. 9 ~ 29. 2	31. 6 ~ 32. 11	3-16		
29. 3 ~ 30. 8	33. 0 ~ 34. 5	3-17	6,600円	6,230円
30. 9 ~ 32. 2	34. 6 ~ 35. 11	3-18		
32. 3 ~ 33. 8	36. 0 ~ 37. 5	3-19		
33. 9 ~	37. 6 ~	3-20		

別紙3 (非常勤講師給与表 (検察官))

対応号俸 (検察官俸給表)	日給額
検事1号～4号	50,000円
検事5号～6号	40,000円
検事7号～20号	30,000円
副検事1号～16号	30,000円

注) 派遣検察官の日給額は、一般職の職員の給与に関する法律第19条に基づき算定する。

なお、派遣検察官の日給額には通勤手当を含むものとする。

